

答申第1号

昭和58年9月17日

神奈川県知事 長洲 一二 殿

神奈川県公文書公開審査会  
会 長 原 寿 雄

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

昭和58年5月21日付けで諮問された逗子市内マンション建築確認申請書  
等一部非公開の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

- (1) 審議カードは、別紙1に指定する部分を除いて、公開すべきである。
- (2) 平面図、立面図、断面図、伏図、構造詳細図（計算書）及び室内仕上表を非公開としたことは、妥当である。

## 2 異議申立人の主張要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、逗子市内マンション建築確認申請書等のうち、審議カード、平面図、立面図、断面図、伏図、構造詳細図（計算書）及び室内仕上表を神奈川県知事が昭和58年4月14日付けで非公開とした処分  
の取消しを求める、というものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、神奈川県知事が「間取り等が明らかになり、プライバシー、防犯上問題がある。特技を持つ設計者の不利益につながるため」神奈川県の機関の公文書の公開に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項第1号及び第2号に該当するとした非公開の決定は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア マンション等の大型建造物は、日照、眺望、通風、緑化環境などさまざまな面で周辺住民の生活環境や自然環境に多大の影響を与えるものであるから、その建築確認申請に関する書類を公開する公益上の必要性は大きい。

イ マンションの平面図等は、売出しの際の広告や業者の地元住民への説明会では公表されるのが通常であり、これを非公開とする利益は少ない。

ウ 条例第5条第1項第1号にいう特定の個人が識別され、又は識別され得る情報とは、具体的な特定個人が当該公文書から判明するものをいうものであるが、平面図等はこの要件を欠いている。

エ 当該マンションが建築中であって、入居者も定まらない現時点では、平面図等は、条例第5条第1項第1号にいう特定の個人が識別され、

又は識別され得る情報とは言い難い。

オ 仮に平面図等が条例第5条第1項第1号本文に該当するとしても、公開する公益上の必要性が高いものなので、同号ただし書ウに該当する。

カ 防犯上問題があるという非公開理由についても、条例による公文書公開請求は、住所、氏名を明らかにして行うのだから、犯罪に利用される可能性は極めて乏しい。

キ 条例第5条第1項第2号にいう法人等に明らかに不利益を与える情報とは、一見明白かつ現実的な不利益を要件としたものである。また、それが公開されることによって、その法人等の正当な活動が不可能になるものに限定されるべきである。この件の場合、公開によっていかなる不利益を与えるかについて何ら具体的に示されていない。

ク 平面図等が著作物にあたるとしても、氏名、住所等を示して公開を求める者が盗用に及ぶことは実際にはほとんどありえない。著作権については、別に法律で民事上も刑事上も厳重に保護されている。これらにかんがみれば、知る権利を犠牲にしてまで著作権侵害という明らかでもなく、かつ、現実的でもない不利益を優越させることは、条例の明文上も、結果の妥当性からしてもどうてい合理性を見出すことはできない。

ケ 審議カードの公開が設計図書等の評価に関する不正確な理解を与えるということは、審査に際して行う行政指導がよほど不可解であるか、住民をよほど無能と考えるのでなければ理解できない。また、設計図書等の不備を指摘された事実が公になることで不利益をきたすことがあるとしても、こうした不利益が保護に値するものとはどうてい考えられず、条例第5条第1項第2号に該当しない。

コ 仮に非公開とされた各公文書が条例第5条第1項第2号本文に該当するとしても、法人の活動によって生ずる危害（環境破壊）から周辺住民の生活環境を保護するために公開することが必要な情報にあたるから同号ただし書アに準ずるべきものであり、かつ、公益上の必要性も高いものなので、同号ただし書ウに該当する。

### 3 実施機関の職員（横須賀三浦地区行政センター所長）の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、逗子市内マンション建築確認申請書等のうち、審議カード、平面図、立面図、断面図、伏図、構造詳細図（計算書）及び室内仕上表を非公開とした理由は、次のとおりである。

#### (1) 条例第5条第1項第1号について

ア 間取りを示した平面図や室内の仕上材、施錠の位置及び種類を示した室内仕上表は、通常居住者にとっては、私生活の内容が明らかになるのを防ぎ、防犯上の危惧を解消するなどの理由により、他人に知られたくない個人に関する情報と考えられる。

イ 共同住宅にあつては、完成後、入居している個人の住所、氏名とその住戸の平面図とを合せ知ることにより、特定個人に関する情報を知り得ることとなる。

ウ この件のマンションは、既に予約販売がなされており、完成後入居する特定個人の私生活に関する情報についても条例第2条に定めるとおり、最大限保護する必要がある。

エ 条例第5条第1項第1号ただし書ウは、県民の生命、身体等を危害から保護し、公共の安全を確保する観点から公益上公開すべき積極的理由が強い情報に限定して解すべきであり、平面図及び室内仕上表については、そのような積極的な理由がない。

#### (2) 条例第5条第1項第2号について

ア 平面図、立面図、断面図、伏図、構造詳細図（計算書）及び室内仕上表は、建築設計に関する高度の専門的な知識と技術を駆使して、独自の作品として作成されたものである。それらの利用によって得られる利益は設計者に専属するものであるから、これを公開することは設計者に明らかに不利益を与えると認められる。

イ 審議カードは、設計図書等に関する不備、疑問点等をメモしたものであり、これがそのままの形で公開されると、設計図書等の評価に関する不正確な理解を与え、設計者の信用上の利益に関し、明らかに不利益を与えると認められる。

ウ 条例第5条第1項第2号ただし書アは、現に発生しているか、又は将来発生するであろうことが確実である人の生命等に対する危険及び損害に限られる、と考えられ、同号ただし書イは、消費者保護のためであると考えられる。また、同号ただし書ウは、ただし書ア又はイと同趣旨で類似する情報に限られるので、平面図、立面図、断面図、伏図、構造詳細図（計算書）、室内仕上表及び審議カードは、ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(3) 販売用広告等について

販売用広告や地元説明会資料は、それぞれ限定された目的の範囲で、限定された期間、建物の概要を述べているのが通例であり、確認申請に添付される図書とは異質なものと理解される。

(4) 公開した文書について

建築基準法には、建築物が周辺の敷地や建築物等にどのような影響を与えるかを知るために設けられた建築計画概要書の閲覧制度がある。更に、今回、情報公開制度により申請書、附近見取図、配置図及び日影図を公開した。これらの図書から、建物の配置、外形及び日影の様子が詳しくわかり、周囲に与える影響をより細かく予測できるようにした。

#### 4 審査会の判断理由

(1) 審議カードについて

ア 審議カードは、建築主事が建築基準法に基づく建築確認をする際に作成される内部審査書類であって、その中には、建築確認申請書及び添付書類の不備や疑問点も記載されるが、最終的にはそれらの不備が補われ、疑問点が解消されて、建築確認が適正な審査を経て行われたことを示すものである。したがって、法人等に関する情報を含んでいても、一般的には、条例第5条第1項第2号の「公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」には該当しないと解される。

イ しかし、この審議カードには、どのようにして不備が補われ、疑問点が解消されたかという処理経緯が記載されていないことなどから、その

ままの状態で開催されると、設計者に明らかに信用上の不利益を与える  
と認められる箇所がある。したがって、別紙1に指定する部分を除き、  
その他の部分は公開すべきであると判断する。

(2) 平面図、立面図、断面図、伏図、構造詳細図（計算書）及び室内仕上表に  
ついて

ア 一般に、建築物の建築に関して作成される設計図書は、設計者がその知  
識と技能を駆使して創作する貴重な知的生産物であり、相当の報酬を支払  
う依頼主だけに使用目的を特定して提供する設計者にとっての重要な財産  
であるといえることができる。このような性格を持つ設計図書は、設計者の  
人格上及び財産上の権利の対象として保護されるべきものである。

イ 非公開とされた平面図、立面図、断面図、伏図、構造詳細図（計算書）  
及び室内仕上表（以下「平面図等」という。）は、法人である設計者が作  
成した上記アと同様の性格を持つ設計図書であり、その設計者は、平面図  
等に関する人格上及び財産上の権利を持っている。したがって、平面図等  
を公開することは、明らかに設計者の人格上及び財産上の権利を侵害する  
ことになるためと認められるので、平面図等は、条例第5条第1項第2号に規  
定する「公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益  
を与えると認められる」情報に該当する。

なお、平面図及び室内仕上表については、この件の場合、「特定の個人  
が識別され、又は識別され得る情報」とは考えられないので、条例第5条  
第1項第1号を非公開の理由としたことは妥当でない。

ウ 法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報であっても、条例第  
5条第1項第2号ただし書ア、イ、又はウのいずれかの規定に該当する情  
報は公開されることになる。しかし、当審査会は、平面図等はそのいずれ  
の規定にも該当しないものと認める。

(ア) ただし書アは、現に発生しているか、又は将来発生するであろうこと  
が確実である人の生命、身体又は健康に対する危険及び損害を防止する  
ために公開することが必要と認められる情報に限られると解することが  
できるが、この件の平面図等には、ただし書アに規定する公開すること  
の必要性はないものと判断する。

(イ) ただし書イは、消費者を保護する必要性から公開すべき情報を定めたものであるが、この件の平面図等には、ただし書イに規定する公開することの必要性はないものと判断する。

(ウ) ただし書ウは、ただし書ア又はイに掲げる情報に準じた情報であり、公開することが公益上必要と認められるものと定められているが、平面図等は、ただし書ア又はイに掲げる情報に準じた情報ではないと認められると同時に、平面図等を公開することの公益上の利益と公開されることによる設計者の不利益とを比較衡量すれば、ただし書ウに規定する公益上の必要性も認められないと判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

## 別紙 1

審議カードの中で、設計者に明らかに信用上の不利益を与えると認められる部分は、審査意見欄の次の記載事項である。（非公開とした部分に関する具体的な指定であるため、この資料からは、削除した。）



## 別紙 2

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
昭和 58. 5. 21 (第 3 回 審査会)	○ 諮問
58. 6. 18 (第 4 回 審査会)	○ 異議申立人、代理人から意見の聴取 ○ 実施機関の職員（横須賀三浦地区行政センター建築部長ほか）から非公開理由説明の聴取 ○ 審議
58. 7. 9 (第 5 回 審査会)	○ 審議
58. 7. 16 (第 6 回 審査会)	○ 審議
58. 7. 25	○ 実施機関の職員（横須賀三浦地区行政センター所長）に非公開理由説明書の提出要求
58. 8. 3	○ 非公開理由説明書の受理
58. 8. 8	○ 異議申立代理人に非公開理由説明書を送付
58. 8. 17	○ 非公開理由説明書に対する意見書の受理
58. 8. 19 (第 7 回 審査会)	○ 審議
58. 9. 3 (第 8 回 審査会)	○ 審議
58. 9. 17 (第 9 回 審査会)	○ 審議

神奈川県公文書公開審査会委員名簿

(昭和 58. 4. 1 委嘱)

氏 名	現 職	備 考
黒羽 亮一	日本経済新聞社論説委員	
原 寿雄	共同通信社常務理事	会 長
堀部 政男	一 橋 大 学 教 授	会長職務代理者
若杉 明	横浜国立大学教授	
渡辺 保男	国際基督教大学学長	

(昭和 58. 9. 17 現在) (五十音順)